

オンライン資格確認等システムに係る
通常の医療情報閲覧と救急時医療情報閲覧の差分

令和6年2月
厚生労働省医政局

改 訂 履 歴

版数	改訂年月日	該当箇所	内容
1.0	令和5年11月10日	初版	初版作成
1.1	令和5年11月20日	P.1	技術解説書本紙修正（1.1版）に伴う修正
1.2	令和6年2月7日	表3	ログ管理の記載について、技術解説書本紙修正（1.2版）に伴う修正

※ 版数は新規制定を第1.0版とし、改訂が発生した際は第1.1版と版数を上げる。

通常の医療情報閲覧の流れは、マイナンバーカードによる本人同意取得後、電子カルテシステムまたは医療情報閲覧端末（資格確認端末）から医療情報を照会します。一方で、救急時医療情報閲覧の流れは、レセプトコンピュータ等に登録された患者情報（マイナンバーカード読取による資格情報・資格確認書等情報・4情報のいずれか）をもとに、「患者の生命、身体の保護のために必要がある」と判断した場合、極力本人同意の取得に努めた上で、本人同意を得られた場合だけでなく、本人同意を得ることが困難な場合（医療情報提供を拒否した場合も含む）にも電子カルテシステムから救急時医療情報を照会します。

通常の医療情報閲覧と救急時医療情報閲覧の主な差分について、1. 位置づけ 2. 機能 3. アクセス制限・管理等 ごとに以下に示します。

表1 オンライン資格確認における通常の医療情報閲覧と救急時医療情報閲覧の差分表（位置づけ）

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		通常の医療情報閲覧	救急時医療情報閲覧	
利用シーン		マイナンバーカードによる本人同意が取得できる状況 ※マイナンバーカード持参を前提とする	意識障害等で患者意思を確認できない状況をはじめとした、「患者の生命、身体の保護のために必要がある」と判断した場合 ※マイナンバーカード持参無しの場合でも、資格確認書等・4情報による検索で情報閲覧可能	1. 1
閲覧の本人同意	同意取得要否	マイナンバーカードによる本人同意取得が必要	マイナンバーカードによる本人同意取得不要	1. 1（表1. 2-2）
	同意登録	顔認証付きカードリーダーにて同意情報を患者が登録、もしくは、書面にて同意情報を取得	極力本人同意の取得に努めた上で、本人同意を得られた場合だけでなく、本人同意を得ることが困難な場合（医療情報提供を拒否した場合も含む）も情報閲覧可能（口頭同意可） ※「同意あり」「同意取得困難」で記録する。 ※オンライン資格確認等システムへの救急時医療情報照会時に、救急時同意情報を付与して照会することで、オンライン資格確認等システムへ救急時同意情報を記録する。また、救急時同意の状況は電子カルテシステムに記録いただく。	

表2 オンライン資格確認における通常の医療情報閲覧と救急時医療情報閲覧の差分表（機能）

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		通常の医療情報閲覧	救急時医療情報閲覧	
マイナンバーカード	資格確認	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、同意の登録、資格情報の取得を実施する。 また、資格情報の取得の際には別途情報の要求は行わず、自動で取得可能となる。	1. 「通常の医療情報閲覧」と同様の仕組みでマイナンバーカードを読み取り、資格情報を取得する。 2. 資格確認結果が無効であった場合、直近有効であった個人単位被保険者番号等（取得情報）をレセプトコンピュータ等へ登録する。 ※救急時医療情報閲覧機能は、生命、身体の保護が必要な状況における医療情報閲覧を目的とした機能であるため、資格確認を救急時医療情報閲覧の中の業務としては定義しない。ただし、救急時医療情報照会要求時のキー情報として必要なため、資格情報を取得（資格確認の仕組みを流用）する。	2.1.1(表) 2.1. 1-1) 2.2.1(図) 2.2. 1-2)
資格確認書等		資格確認書等の被保険者証記号・番号等を利用してレセプトコンピュータ等から照会する。	通常の医療情報閲覧と同様の仕組みをベースとして、資格確認結果が無効であった場合、直近有効であった個人単位被保険者番号等（取得情報）をレセプトコンピュータ等へ登録する。もしくは、資格確認書等の被保険者証記号・番号等をレセプトコンピュータ等へ登録する。	2.2.1(図) 2.2. 1-2)
医療情報閲覧	同意登録	医療機関等窓口にて、顔認証付きカードリーダーによる顔認証または暗証番号入力を行った後に、マイナンバーカードの IC チップ内の利用者証明用電子証明書の確認を行い、閲覧同意を取得する。 (上記資格確認再掲)	医師が「患者の生命、身体の保護のために必要がある」と判断した場合に、極力本人同意の取得に努めた上で、本人同意を得られた場合だけではなく、本人同意を得ることが困難な場合（医療情報提供を拒否した場合も含む）にも照会可能 ※マイナンバーカードによる本人同意取得不要（口頭同意可）	2.2.5(表) 2.2.5-2, 図2.2.5-3~5-5) 2.1.1(表) 2.1. 1-2)

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		通常の医療情報閲覧	救急時医療情報閲覧	
	個別照会	患者の同意期限(※1)内において、電子カルテシステム/調剤システム等から診療/薬剤情報・特定健診等情報を照会する。 ※1 同意期限は同意取得した時点から 24 時間有効	救急時閲覧権限を持つ二要素認証実施済みのユーザが電子カルテシステムから救急時医療情報を照会(※)する。 ※ 資格確認書等もしくは 4 情報による患者特定の場合は、検索結果が複数件ヒットする場合があります。0 件または 6 件以上の場合は結果を表示しない(電子カルテ端末側で再検索を要求するメッセージ等を表示する)。2 件～5 件の場合は、患者リストから閲覧患者を選択する。	2.2.5(表 2.2.5-2, 図 2.2.5-3～5-5)

表 3 オンライン資格確認における通常の医療情報閲覧と救急時医療情報閲覧の差分表 (アクセス制限・管理等)

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		通常の医療情報閲覧	救急時医療情報閲覧	
機能利用対象の医療機関等		全国の医療機関(病院・診療所)・薬局	全国の病院(一次～三次救急告示病院+病院) ※使用頻度・情報ニーズおよびセキュリティリスクを鑑みて、意識障害患者の主要受入れ先である二次・三次救急機関が主要な利用機関ですが、患者の急変等を鑑みて対象機関を病院までとする。	1.1
閲覧端末		電子カルテシステム端末、医療情報閲覧端末(資格確認端末)	電子カルテシステム端末 ※医療情報閲覧端末(資格確認端末)からの閲覧機能は提供無し	1.1
アカウント管理	権限	電子カルテシステムのアクセス制限(ID・PW認証)を活用	電子カルテシステムのアカウントに、施設管理者が救急時閲覧権限を付与したアカウントのみ情報閲覧が可能	2.2.5(図 2.2.5-1) 4.1.4(表 4.1.4-1(1))
	認証	電子カルテシステムのアクセス制限(ID・PW認証)を活用	電子カルテシステムのアクセス制限(「ID・PW認証・生体認証・電子証明書」等の二要素認証)を活用 ※救急時医療情報閲覧は、二要素認証実施を前提とする。	

大分類	小分類	業態ごとの比較		本紙位置
		通常の医療情報閲覧	救急時医療情報閲覧	
ログ管理	閲覧ログ	電子カルテシステムのログ管理の仕組みを活用	通常の医療情報閲覧の仕組みをベースとして、救急時医療情報・資格情報をオンライン資格確認等システムへ照会要求・閲覧した操作について、操作者（電子カルテシステムユーザ ID 等）・操作日時・操作端末・対象患者情報（電子カルテシステム患者 ID・個人単位被保険者番号等）・救急時同意情報・患者特定方式（マイナンバーカード・資格確認書等・4 情報）・救急時医療情報の種別（救急用サマリー等）をログに記録 ※資格確認書等・4 情報による検索の操作過程（検索結果が 2～5 件の場合の資格情報の表示等）についても上記項目をログに記録する。	4.1.4(表 4.1.4-1 (3))